

令和 7 年度寒河江市スポーツ大会・合宿等誘致推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、スポーツを通じた交流の推進及び地域の活性化、本市の更なるスポーツの振興を図るため、県外のスポーツ団体が市内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用して行うスポーツ合宿、練習及び交流試合、大会の実施に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内のスポーツ施設を利用し、かつ市内の宿泊施設に宿泊して実施するものであること。
- (2) スポーツ合宿期間中に 1 回以上、市内の団体又は地域住民と交流を図るものであること。
- (3) 宿泊日数が連続 3 日以上であること。
- (4) 延べ参加者数が 50 人泊数以上であること。
- (5) 本市から類似する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。

(補助金の額等)

第 3 条 交付する補助金の額は、延べ参加者数に 1,000 円を乗じた額又は 20 万円のいずれか低い額以内の額とする。

2 補助金の交付は、同一の団体につき、同一年度において原則 1 回とする。

(補助金等交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、事業実施の30日前までとし、添付すべき書類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等実績報告書)

第5条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第6条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(帳簿の備付等)

第7条 規則第22条による帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。